

荒川区告示第252号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定に基づき、住民の実態を調査した結果、別紙の者について住民基本台帳に記録された住所に居住していないことを確認した。これに伴い、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で住民票を消除したので、同条第4項の規定に基づき公示する。

令和8年7月16日

荒川区長 滝口 学

住民票の職権消除者一覧

別紙のとおり 3人

氏 名	消除年月日
WANG ZHENYUN	R8.4.7
清野 正勝	R8.4.15
小泉 悦子	R8.6.29